

写



平成 23 年 10 月 13 日

日本税理士会連合会  
会長 池田 隼啓 殿

全国青年税理士連盟  
会長 市木 雅之

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビング 401号  
電話 03-3354-4162

### 税理士法制定の経緯についての見解照会

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、当連盟は国民のための税理士制度の確立を目指し、法改正に向けて活動を続けておりますが、その活動の一環として税理士法制定の経緯につき調査したところ、インターネット上において不適切な記述があることが判明しました。例えば「ウィキペディア (Wikipedia)」には「税理士」のページがありますが、そのページの一部に信憑性の疑わしい記述があり、かつ、税理士紹介サイトやその他のホームページにおいて税理士制度を説明する当たり、その記述内容をそのまま引用している例が多数見受けられます。また、CPA 政連ニュース第 347 号 (2009 年 7 月 31 日) 6 ページにおいても、同様の趣旨の記事が日本公認会計士協会幹部と思われる者の発言として掲載されております。

この記述内容が事実と異なるのであれば、そのまま放置しておくと国民に対し税理士制度について誤った認識を与え、税理士に対する信頼性の低下や将来税理士資格を目指す者の減少等につながりかねず、少なからず税理士制度の発展に悪影響を及ぼすものと考えられます。そこで、我々はこれを訂正すべく、当該内容の正否について調査、検討をしましたが出典元等の事実確認はできませんでした。

つきましては、次の二点につき貴会のご見解をお示しいただきたくお願い申し上げます。

\* 「ウィキペディア (Wikipedia)」とは、ウィキペディア財団が運営するインターネット上のフリー百科事典です。

## 1. ご回答いただきたい内容

- ・ ウィキペディア「税理士」ページのうち「税理士法の制定」部分の記述内容の正否
- ・ 上記を踏まえた上で、税理士法制定の経緯についての貴会の見解

## 2. ウィキペディア該当箇所の抜粋（3. 沿革→3. 4 税理士法の制定）

…この報告を受けて、納税者等のためのよりよい協力者を増やすべく税務代理を行うものを「弁護士、会計士に厳しく限定せず、加えて税理士試験合格者、院免除者にも税務代理を行うことが出来るようとする」とこととされた。すなわち、「国民経済の発展により税務を行う者がより多く必要となったが、弁護士、会計士は資質のみならず倫理性や適正性をも試験ではかる必要があったため、その数を安易に増加させることは困難である。このため単に税務の資質をはかるのみの簡易な税理士試験を導入し、税務従事者の絶対数を増やそう」と考えられたのである。この結果、1951年（昭和26年）に税理士法が成立、同年6月15日に公布され同年7月15日に施行された。また、税理士法の施行に伴い、従前の税務代理士法は廃止された。又、この改正により、単に試験に合格しただけの税務従事者が誕生することになったため、単なる総称としての税務代理士は、専門家としての税理士資格へと性質が変わることになる。

\* ウィキペディア「税理士」のページ

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A8%8E%E7%90%86%E5%A3%AB>

## 3. 当連盟の税理士法制定の経緯についての見解

当連盟は、上記ウィキペディアの記述内容は事実と異なるものと考えております。

この内容が正しいとするならば、「税務従事者を一定数確保する必要があったが、弁護士や会計士は資質のみならず高い倫理性や適正性をも試験ではかる必要があるために容易に増員することができない。よって、簡易な試験の導入により、税務従事者の絶対数を増やすために制定されたのが税理士制度」であり、税理代理を行う者には「倫理性や適正性」といったものは必要とされず、単に「税務の資質」のみが必要ということになります。

しかし、シャウプ勧告においては、「納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞の広い職業群の存在」の必要性を謳っており、そのために税務代理士の水準の向上をはかる必要があると述べております。また、「税務代理士の資格試験については、租税法並びに租税及び経理の手続きと方法のより完全な知識

をためすべきである」としております。

さらに、昭和 26 年 3 月 31 日の衆議院議員大蔵委員会の税理士法制定の提案理由においても、「戦後申告納税制度及び青色申告制度等が実施せられ、租税制度に根本的な改革があり、税務代理士の職責はますます重加し、その素質の向上をはかる必要が強く要望せられていた」とされ、試験制度の導入については「人格及び能力ともに適切な人材が納税者の代理等の業務にあたり、租税負担の適正化を図りつつ、申告納税制度の適切な発展のため、従来の許可制度から原則として試験制度に改め資質の向上を図った」とされております。

従って、税理士制度は納税者の代理人として人格、能力面において高い資質が要求されることから制定されたものであり、その資質を検証する税理士試験は簡易なものではなく、税務の専門家として高度な知識を検証するために設けられたものであります。

以上

〈添付資料〉

- ・ ウィキペディア「税理士」のページ
- ・ CPA 政連ニュース第 347 号抜粋（P6 提言 6 「公認会計士が行う税務業務について」参照）

# 税理士

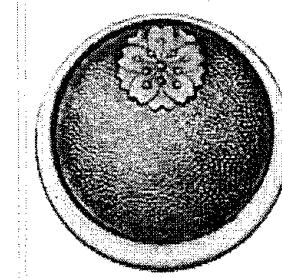
出典: フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』

特に断らない限りこの記事では日本の税理士について記述しています。

税理士(ぜいりし)は、税理士法に定める国家資格であり、税理士となる資格を有する者のうち、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けた者をいう(税理士法18条)。徽章は、日輪に桜。

## 目次

- 1 概要
  - 1.1 税理士法上の業務
  - 1.2 その他の業務
  - 1.3 税理士法人
- 2 税理士業務
  - 2.1 稅務代理
  - 2.2 稅務書類の作成
  - 2.3 稅務相談
- 3 沿革
  - 3.1 稅務代弁者の発生
  - 3.2 府県令による規制
  - 3.3 税務代理士法の制定
  - 3.4 税理士法の制定
- 4 識見の範囲
- 5 税理士業務の IT 化
- 6 税理士法人
  - 6.1 四大税理士法人
  - 6.2 大規模化
- 7 日本国外の税理士
- 8 関連項目
- 9 外部リンク



## 概要

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする(同法1条)、業務として、他人の求めに応じ、各種税金の申告・申請、税務書類の作成、税務相談、税に関する不服審査手続き等を行う。

「税理士となる資格を有する者」としては、税理士試験に合格し2年以上の実務経験を持つ者、23年以上税務署に勤務した国税従事者(いわゆる税務署職員天下りとしての資格)、公認会計士、弁護士があり、税理士名簿への登録を受けることによって「税理士」となり、税務をおこなうことができる(同法3条1項)。

## 税理士法上の業務

税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする(税理士法2条1項)。

1. 税務代理(同法2条1項1号)
2. 税務書類の作成(同法2条1項2号)
3. 税務相談(同法2条1項3号)

この他、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付隨して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる(同法2条2項)。

## その他の業務

税理士は、業務に付隨する範囲において社会保険労務士業務の一部をなすことができる(社会保険労務士法27条・同施行令2条)。また、税理士となる資格を有する者は行政書士登録を受ければ行政書士となることができる。(行政書士法2条)

## 税理士法人

2001年(平成13年)の税理士法改正により、税理士事務所の法人化(税理士法人)が認められ、税理士は、開業税理士、社員税理士、補助税理士のいずれかの区分に分類されることになった。2006年(平成18年)5月1日、会社法施行にともない、公認会計士・税理士は会計参与という株式会社の機関の一類型として、会社に参加し合うことになった。

戦後司法省から独立し公権力から自立している弁護士とは異なり、行政庁の監督下に置かれる公認会計士や弁理士などと同様に、行政庁である財務省および国税庁に監督権があり、懲戒権者も財務大臣とされている。

## 税理士業務

税理士業務は、税務代理、税務書類の作成、税務相談に大別される。

### 税務代理

税務代理とは、税務官公署に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て(以下「申告等」という。)につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行することをいう(同法2条1項1号)。主に税務調査に立会って対応すること。

### 税務書類の作成

税務書類の作成とは、税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で財務省令で定めるもの(以下「申告書等」という。)を作成することをいう(同法2条1項2号)。主に税務申告書を作成すること。

### 税務相談

税務相談とは、税務官公署に対する申告等、第1号(税務代理)に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることをいう(同法2条1項3号)。

## 沿革

### 税務代弁者の発生

明治維新以後しばらくの間、税制は旧慣習によることとされていたが、版籍奉還・廢藩置県によって旧藩の債務を引き継いだ新政権は財政的な困難に陥り、これを契機として税制の整備がなされるようになった。

1873年(明治6年)に地租改正条例の公布がなされ、土地所有者が納税義務者となり、収穫力に応じて決められた地価が課税標準とされた。明治初期は国税収入に占める地租の割合が8割を占めるなど、当時の租税は農業への課税が中心であった。

その後、1887年(明治20年)に所得税、1897年(明治30年)には営業税が国税として創設され、徐々に商工業者への課税が税全体に占める割合を高めていった。税負担の増加に対して、商工業者のなかには、退職税務官吏や会計の素養がある者に税務相談等を行ったり、申告代理を依頼する者があらわれた。このような税務相談や申告代理が今日の税理士業務の発端ではないかといわれている。

1904年(明治37年)の日露戦争勃発で、財政需要が拡大し増税がなされたのに伴ってこの傾向は顕著となり、税務相談や申告代理を専門に行う者も増えた。彼らは税務代弁者あるいは税務代弁人と呼ばれた。しかし、無資格で業務を行っていたため、専門家として税務をおこなっていた国税従事者(いわゆる税務署OB)、弁護士、計理士の他に悪質なものも税務代弁者として税務を行うことができ問題となつた。

### 府県令による規制

税務代弁者が増える一方、これらの者の中に、納税者が税についての知識を有していないことに乘じて、不当な報酬を要求したり、税務官庁に対して何ら理由もなく異議申し立て等を提出させるなど税務官庁との紛争を起こさせようとする者があらわれるようになった。このような不適格者に対する規制として、大阪府で1912年(明治45年)に府令として「大阪税務代弁者取締規則」が制定され、同じく京都府では1937年(昭和12年)に「京都税務代弁者取締規則」が制定された。この規則は、税務代弁者は警察の営業免許を受けるものとし、名義貸し禁止・信用保持義務を課すものであり、地域的な治安維持を目的として設けられたものであったが、問題解決には至らなかった。

### 税務代理士法の制定

税務代弁者についての法律としては、1933年(昭和8年)3月第64帝国議会衆議院に「税務代理人法案」が提出されたが、当時、専門家として税務を行っていたものなかに反対の声が強く、廃案とされた。この当時、専門家として税務を行っていたものは、国税従事者(いわゆる税務署OB)、弁護士、計理士(後の公認会計士)である。

その後、1937年(昭和12年)の日中戦争勃発から第二次世界大戦の時期にかけて、増加する戦費を調達するため度重なる増税がなされ、また税制度はより複雑となっていた。さらに、税務当局においては官吏の多くが兵員として出征していたことから人員不足に陥り、税務行政の執行に支障をきたすほどの状況にあった。このため税務代弁者等の数が減少し、このような混乱した状況に乗じて、不適正な税務指導等を行って不当な報酬を納税者に要求する者が横行するようになつた。このことから、税務代理士の制度を設け、その資質の向上を図ると共に、これらの者に対する取締りの徹底が必要であるとされ、1942年(昭和17年)に税務代理士法(昭和17年2月23日法律第46号)が制定されるに至つた。弁護士、計理士(後の公認会計士)、国税従事者は税務代理士に許可、強制入会されることとなるが、この税務代理士というものは税務を行う者の総称というものであり、この税務代理士なる名称が後の税理士の前身となつた。

## 税理士法の制定

第二次世界大戦の終戦後、GHQによる民主化政策の一環として、計理士制度から公認会計士制度への見なおしや、弁護士制度の見なおしが行われた。そして、公認会計士法成立の翌年、税務代理士制度も見直しがなされることとなった。1949年(昭和24年)に来日したカール・シャウプ博士を団長とするシャウプ使節団が発表した報告(いわゆるシャウプ勧告)において、税務代理を行う者の水準を向上し、納税者及び税務官公署のためのよりよい協力者となって、税務行政の適正円滑化を推進すべきであるとの観点からの勧告がなされた。

この報告を受けて、納税者等のためのよりよい協力者を増やすべく税務代理を行うものを「弁護士、会計士に厳しく限定せず、加えて税理士試験合格者、院免除者にも税務代理を行うことが出来るようになる」とされた。すなわち、「国民経済の発展により税務を行う者がより多く必要となつたが、弁護士、会計士は資質のみならず倫理性や適正性をも試験ではかる必要があつたため、その数を安易に増加させることは困難である。このため単に税務の資質をはかるのみの簡易な税理士試験を導入し、税務従事者の絶対数を増やそうと考えられたのである。この結果、1951年(昭和26年)に税理士法が成立、同年6月15日に公布され同年7月15日に施行された。また、税理士法の施行に伴い、従前の税務代理士法は廃止された。又、この改正により、単に試験に合格しただけの税務従事者が誕生することになったため、単なる総称としての税務代理士は、専門家としての税理士資格へと性質が変わることになる。

## 識見の範囲

日本国によって担保される識見の範囲を把握するためには、税理士試験における出題基準及び合格基準が参考となる。詳細は、税理士試験を参照されたい。

試験科目は11科目。必修科目、選択科目、選択必修科目がある。必修科目は簿記論、財務諸表論。選択必修は法人税または所得税(両方でもよい)。選択科目は相続税法、消費税法又は酒税法、国税徵収法、事業税又は住民税、固定資産税がある。このうち必修2科目、選択必修1科目、選択科目2科目(うち1科目は選択必修も可)の合計5科目合格により税理士となる。ただし、消費税法と酒税法、事業税と住民税はそれぞれどちらかしか選択できない。また一回の試験で合計5科目までしか受験できない。

## 税理士業務のIT化

e-Japan戦略の一環としての e-Tax (いーたっくす・国税電子申告・納税システム)の普及に伴い(近い将来、電子申告率が50%を超えるとも言われる)、税理士業務にもIT化の波が急速に押し寄せている。2008年には、NTTデータが税理士向けに財務情報流通ゲートウェイZaimon(ザイモン)(<http://www.zaimon.jp/e-tax/tax-acc/index.html>)サービスを開始したことなどもあり、顧問先企業へのサービスの提供という観点からも、税理士業務のIT化の動きは避けられないものと思われる。

## 税理士法人

### 四大税理士法人

- KPMG 税理士法人 (w:KPMG)
- 新日本アーンストアンドヤング税理士法人 (w:Ernst & Young) - 略称:E&Y
- 税理士法人トーマツ (w:Deloitte Touche Tohmatsu) - 略称:DTT, Deloitte.
- 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース (w:PricewaterhouseCoopers) - 略称:PwC

を一般に4大税理士法人という。いずれも広い意味での企業税務を中心とする税理士法人である。また、各税理士法人は同系列の四大監査法人(あづさ、新日本、トーマツ、あらた)や海外の四大会計事務所のネットワークと連携している。

4大税理士法人は、それぞれ大規模事務所として、東京・大阪・名古屋には必ず点在しており、どの4大税理士法人も500人を超える規模である。(税理士法人トーマツだけは、この3大都市圏以外の地方都市にも多く点在している)国内税務や移転価格税制などの国際税務を担当する会計事務所であり、一般に、以下に記述されるような共通する性質を有するとされている。

## 大規模化

端的に言えば上場企業などのグローバル化により日本国内・企業組織再編や移転価格税制などの特定分野の専門性が顧客の需要に応えられなくなってきた事実を開拓することが目的であることが大きい。

## 日本国外の税理士

日本以外で税理士に相当する資格制度をもっている国はドイツ、オーストリアと韓国、中国(注冊税務師)である。米国においても米国税理士(EA)という資格制度が存在するが、米国では資格の有無にかかわらず有料で税務申告を作成することができるなど、日本の税理士制度とは大きく異なる。ドイツでは Steuerberater とよばれ、Steuerberaterkammer(税理士会。ドイツ全国に21の税理士会と、それらの連合組織である連邦税理士会がある。)に登録している資格者は約7万人である。Steuerberater の資格を有する日本人には、現在までに田中泉(元 EY、元 KPMG、現自営)、佐野雪香(EY)、天野史子(PwC)、松本美紀(EY)などがいる。1919年ライヒ租税通則法第88条2項において、税務署長は納税義務者の代理人を許可することができると規定された。1931年には、改正に伴い同法第107条第3項に引き継がれた。この流れを受け、正式に1933年税理士法が制定されるに至った。ドイツでは、税理士法第8次改正が、2008年4月12日に公布された。韓国では「税務士」と呼ばれ、税務士法により税務士資格を有するものは、税務士資格試験に合格したもの、公認会計士資格を有するもの、弁護士資格を有するものと定められている。外国人税理士が存在する他国と違い、韓国では国籍条項(大韓民国国籍を有すること)が存在する。

## 関連項目

- 税理士試験
- 公認会計士
- 行政書士
- 司法書士
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 税理士法人
- 四大監査法人(日本)
- 世界四大会計事務所
  - KPMG
  - アーンスト&ヤング (E&Y)
  - デロイトトウシュトーマツ (DTT)
  - プライスウォーターハウスクーパース (PwC)

## 外部リンク

- 税理士法(総務省法令データ提供システム) ([http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX\\_OPT=1&H\\_NAME=%90%c5%97%9d%8e%6d%96%40&H\\_NAME\\_YOMI=%82%a0&H\\_NO\\_GENGO=H&H\\_NO\\_YEAR=&H\\_NO\\_TYPE=2&H\\_NO\\_NO=&H\\_FILE\\_NAME=S26F](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%90%c5%97%9d%8e%6d%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S26F))
- 国税庁 (<http://www.nta.go.jp/>)
- 【e-Tax】国税電子申告・納税システム (<http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>)
- 日本税理士連合会 (<http://www.nichizeiren.or.jp/>)
- 国税不服審判所 (<http://www.kfs.go.jp/>)
- 税制調査会 (<http://www.cao.go.jp/zeicho/index.html>)

- 税理士情報検索サイト (<https://www.zeirishikensaku.jp/>)
- 納税協会 (<http://www.nouzeikyokai.or.jp/>)
- 税務経理協会 (<http://www.zeikei.co.jp/>)
- 税務研究会 (<http://www.zeiken.co.jp/>)
- 財団法人日本税務研究センター (<http://www.jtri.or.jp/>)
- 財団法人日本税務協会 (<http://www.tax-nzk.or.jp/>)

「<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A8%8E%E7%90%86%E5%A3%AB>」より作成  
カテゴリ: 税理士 | 日本の資格 | 国家資格 | 業務独占資格 | 国税庁

- 
- 最終更新 2011年9月26日 (月) 13:18 (日時は個人設定で未設定ならばUTC)。
  - テキストはクリエイティブ・コモンズ 表示-継承ライセンスの下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は利用規約を参照してください。

CPA

# 政連ニュース

A C T   T O G E T H E R

日本公認会計士政治連盟

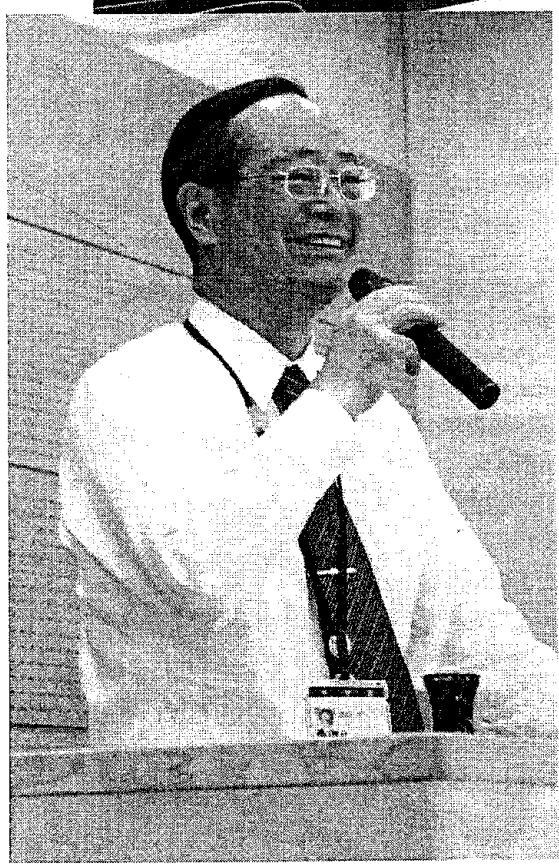
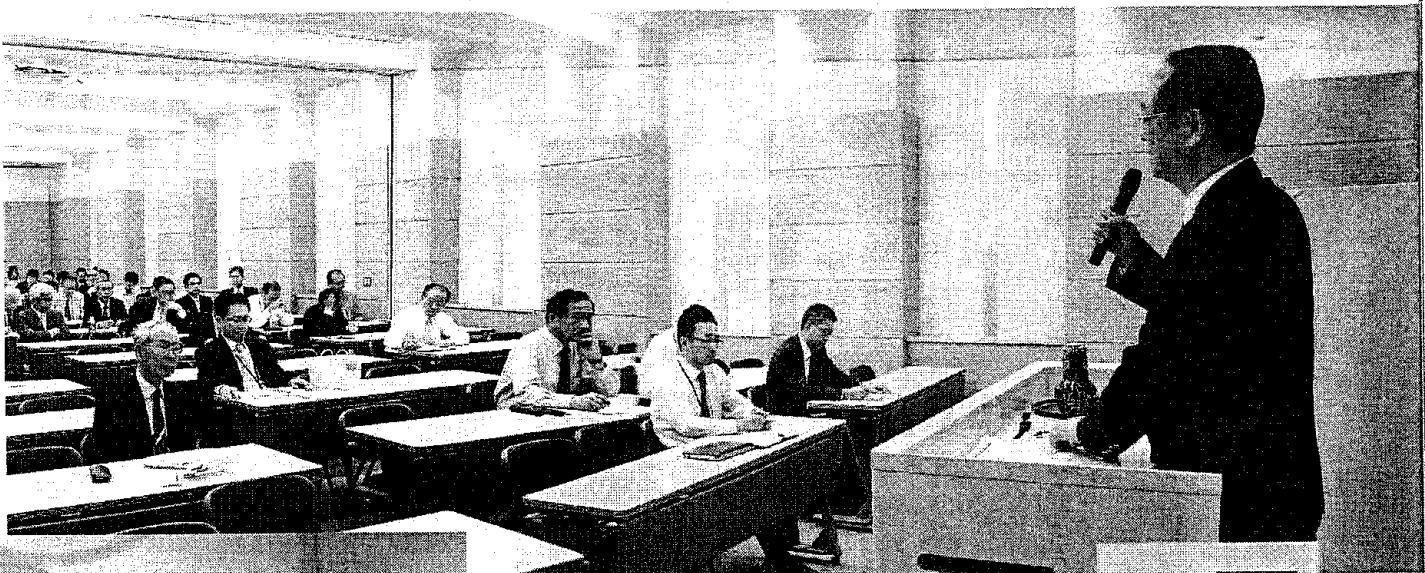
2009年7月31日

第347号

発行所  
日本公認会計士政治連盟  
〒102-8264  
東京都千代田区九段南4-4-1  
公認会計士会館  
電話03-3515-1155

発行人 増田宏一  
編集人 柳澤義一

- 政連セミナー報告 ..... p1
- Opinion Exchange ..... p7
- 自民党公認会計士制度振興議連勉強会 ..... p8
- 民主党公認会計士制度推進議連発足 ..... p11
- 2009年第43回定期総会懇親会 ..... p14
- 会員章の新デザイン決定 ..... p16



## ●政連セミナー報告

公正な経済社会を目指して、日本公認会計士協会は様々な活動を行っています。政治連盟はその活動の基盤となる制度を整える役割を担っていますが、いよいよ協会発信の会社法改正の動きが本格的にならざりました。

増田会長は、かねてより提言している日本企業のガバナンスの充実について、法務大臣、金融担当大臣に直にお会いして説明をはじめています。政連セミナー、自民党公認会計士制度振興議連での勉強会、さらには民主党公認会計士制度推進議連発足など合わせて報告致します。

# 「公正な経済社会」を実現する制度設計を。

## 提言5 公認会計士法改正 試験に合格してからの教育について

金融官は、日本ノ会計専門家を統一・融化する組合で

金融部門は日本の会計専門家を充実・強化する狙いで、平成30年頃まで公認会計士による監査は5万人体制で実施されました。公認会計士の新試験制度は平成19年から取り入れられ、平成30年は26,915人、平成20年は30,244人の合格者を出したました。

政連ニュース



中国会会长 佐上芳春氏

金融監理は日本の会計専門家を充実・強化する狙いで、平成30年度に公認会計士5万人体制を予定しています。公認会計士の新試験制度は平成19年からの取り入れです。公認会計士の登録ができないのです。そこで、「この期間の教育体制が大きな問題になっています。」と述べました。

会計の専門家が増え、日本の会計レベルがアップするのは望ましいですが、しかし、公認会計士登録ができないのです。なぜになれるわけではありません。一年間の会計事務所等での業務補助と公認会計士協会の実務補習を経て、監督者に合格しなければ、公認会計士の登録ができないのです。そこで、「この期間の教育体制が大きな問題になっています。」と述べました。毎年30000人の試験合格者を受け入れる会計事務所側の受け皿が足りないということです。会計事務所での業務補助のかわりに、銀行や企業での会計職や人事部門での仕事でも認めています。が、銀行や企業の人事体制分析なども認めていません。金融側は即戦力となる専門家を育めており、まだ実力が伴わず通常より高い給与の試験会合格者は受け入れができないのです。

昨年30000人の合格者のうち会計事務所に入ったのが2600人、般

就職ができません  
でした。  
また公認会計士  
協会が行っている実  
務補習も、3000人  
人規模になると、協  
会だけでは背負い  
切れなくなっています

公認会計士が行つ税務業務につき

い声が高まっています。  
しかし税務業務の歴史的背景を見ると、もともと税務官は公認会計士の仕事を務めています。たゞ公認会計士の人数を急激に増加させたため、もとより簡易な試験をとらうとして税理士制度が設けられたわけですね。税理士制度創定後も、公認会計士は公認会計士の名の下に税務業務を行っていましたが、税務行政の

す。現在内閣總理大臣によつて認定された事務相団体は、協会だけであり、協会は監査法人のボランティアの講師のほかに、いわゆる専門家をもつて実務相習を行つてます。研修所は一学年で100人を超える学生がおられ、研修所の確保だけでも大変です。大学でもこれだけの規模のところは少ないのではないかとおもいます。

試験合格者の就職面については、金融機関の中に意見交換会を設置して結婚運営委員会や公認会計士協会だけではなく、経済界や学界などみんなに参加を呼びかけ、会計教育財团を9月に設立する予定です。はできるばかりの教育体制を整える策を進めています。実務補習については、公認会計士協会だけではなく、経済界や学界などみんなに参加を呼びかけ、会計教育財团を9月に設立する予定です。



政治連盟財務局次長 加藤達也

セミナーの質疑応答では、佐上氏、加藤氏、中務氏から質問が出され、より詳しいご説明を増田会長にしていただきました。

本化や度重なる業界問題のなかで、公認会計士は「通知公認会計士」「許可公認会計士」による税務業務に対する権利をせばめられ平成17年4月からは税理士登録をして税務業務を行うことと決められました。

公認会計士が税務業務を行わない国は世界のどこにせらりません。私はねらはむしろ税理士として広い日を持てているからこそできる税理士サービスを換算する会計専門職PTを発足しました。公認会計士税理士は1000人近くになります。これから税理士登録をする若い公認会計士の方も歴史的背景や公認会計士税務業務をする意義を考え、公認会計士税理士の力を伸ばしていただきたいと思います。

（注）税財田は公認会計教育研修機関は7月に設立されました。



近畿金会员 由賀裕之氏



立食パーティでは、普段聞くことのできない官僚とのやりとりや、自民党  
民主党内部のお話など興味深いお話を聞かせていただきました。

\*政連セミナーは5月19日に開催しまし